

# 『関市社会福祉協議会公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）』運用要項

## 1. 目的

この要項は、関市社会福祉協議会（以下「関市社協」という。）が SNS（以下「関市社協公式 SNS」という。）を関市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 基本方針

関市社協公式 SNS は、関市社協の業務、取組、行事、案内などの情報を発信することにより、市民や事業者、関係団体などに関市社協への理解を深めていただくとともに、利便性を高めることを目的とする。また、関市社協公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わない。意見・問い合わせについては、関市社協公式ホームページにおいて受け付ける。

## 3. 投稿者

社会福祉法人関市社会福祉協議会

## 4. 投稿者情報

- ・名称：社会福祉法人関市社会福祉協議会
- ・アカウント(ユーザー)名：関市社会福祉協議会 (@sekishishakyo) ※各 SNS 共通
- ・設立年月日：昭和 50 年(1975)10 月 25 日
- ・メールアドレス：××××××××
- ・電話番号：0575-22-0372
- ・パスワード：××××××

## 5. 用語の定義

この要項において、次の号に掲げる用語の意義は下記に示すところによる

### (1) 共通用語

ア：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう

イ：アカウント

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう

ウ：フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう

エ：リツイート

他のユーザーのツイートを引用して投稿を行うことをいう

オ：いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう

(2) Twitter

インターネット上で140字以内の文章を、不特定の利用者に公開できる SNS をいう

(3) Facebook

基本的に「実名」で登録し、現実の知りあいの人間関係をもとにしたつながりで交流する、Facebook 社が提供する SNS をいう

(4) Instagram

写真や短時間動画をメインに利用者に発信できる SNS をいう

(5) LINE

インターネット上でラインアプリを使い、簡単なメッセージ（文章や写真）のやりとりができるコミュニケーションツールをいう

(6) YouTube

Google 社が運営する動画投稿による発信を主とした SNS をいう

6. 運用の管理

関市社協公式 SNS の運用主体は関市社協とし、アカウントの管理は総務・地域福祉課が行う。また、情報の作成、発信、更新等の管理についてはその情報を取り扱う主管課が行う。

なお、情報の作成、発信、更新等の管理については関市社協タブレット端末から行う。

7. アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、関市社協公式 SNS の各アカウント名を関市社協のホームページ上に明示する。

8. アカウント運用要項の明示

アカウントの運用主体並びに発信する内容及び発信方法等については、各 SNS のプロフィール欄で明示する。

9. 掲載内容

関市社協公式 SNS では、次の情報を発信することとする。

- (1) 関市社協の事業（施設情報・イベント情報含む）に関する情報
- (2) 関市社協ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (3) 関市社協の利用者や協力者、関係団体との信頼関係や相互理解を深めるための情報
- (4) その他、福祉に関する情報で、市民や関係団体等に有益な情報(国や県、市などの福祉に関する情報)

10. リツイート、フォロー等の制限

原則、リツイートやフォローは行わず、「いいね」機能も使用しないこととする。ただし、国や岐阜県、関市、他の社会福祉協議会等が発信する情報については所属長の判断により、必要に応じてリツイートやフォロー等を行う。

## 1 1. コメント等の制限及び削除

原則、コメント機能の使用は行わないこととする。ただし、投稿する内容によっては所属長の判断により、必要に応じてコメント機能の使用を行う。また、コメント機能を使用する場合、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 関市社協又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、関市社協が不適切であると判断したもの

## 1 2. 運用要項の周知

この要項は、関市社協のホームページ上に記載し、広く市民等に周知するものとする。

## 1 3. 免 責

- (1) 関市社協は、利用者により投稿された関市社協公式SNSに対する「コメント」等について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする
- (2) 関市社協は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、関市社協の故意または重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする

## 1 4. 著 作 権

- (1) 関市社協公式SNSで発信する個々の情報（文章、写真、イラスト、映像など）に関する著作権は本会に帰属する
- (2) 関市社協公式SNSで発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合および出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない

## 1 5. その他

この要項の実施について必要な事項は、総務・地域福祉課管理職が別に定める

付則

この要項は、令和5年1月1日から施行する